

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第21回）

議事録

日時：令和4年3月31日（木） 15：00～17：00

場所：オンライン開催

議題

- （1）令和3年の高圧ガス事故
- （2）高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案
- （3）高圧ガス分野の行政手続のオンライン化
- （4）高圧ガス保安法の国家試験の手数料見直し
- （5）高圧ガス設備の国内規格策定に向けた動き（供用適性評価）
- （6）特定設備検査合格証の返納に係る対応
- （7）その他

○佐藤室長 定刻となりましたので、ただ今から第21回高圧ガス小委員会を開催させていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。高圧ガス保安室長佐藤でございます。

また、今回も、前回同様にオンラインを活用した遠隔会議の形態で実施させていただくことになりました。何か問題や御不明な点等が生じましたら、随時お知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議はTeamsによるオンライン会議ですので、会議の配布資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照願います。モニターにも、説明に沿って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。

また、Teamsの使用方法については、ハウリング防止のため、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。

御発言をされる場合は、Teamsのチャット機能にて御発言の意思の表示をお願いいたします。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。

事務局に連絡が必要な事態が生じましたらTeamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に、御遠慮なくお電話いただければと思います。詳細は、事務局からお送りした説明資料「Teams会議の御案内」を御参照ください。

それでは、これより議事に移ります。議事進行につきましては小川委員長をお願いいたします。

○小川小委員長 今日効率的に進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より会議の定足数の報告、委員等の変更、議事の扱いの確認についてお願いします。

○佐藤室長 本日は全委員12名の御出席をいただいております、議決権を持つ過半数以上の委員の方に出席いただいておりますので、小委員会の定足数に達していることを御報告させていただきます。

また、本日は3名の委員の変更がありますので、御紹介させていただきます。

まず初めに、国立大学法人横浜国立大学・三宅委員が新たに就任しております。次に、東京電機大学・辻委員が新たに就任しております。また、一般財団法人消費科学センター・高橋委員が任期満了により御退任となりました。

また、保安分科会等を初め、産構審全体の整理に基づき任期満了となりました業界団体

の専門委員の皆様については、オブザーバーへの変更をお願いしてございます。今回の委員会開催に当たりまして、石油化学工業協会、従来海賓委員が委員でございましたが、同協会がオブザーバーとなったことを御報告いたします。

また、本日の会議につきましては非公開により執り行われます。議事録につきましては委員の方々の御確認をいただいた上で、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

事務局からの連絡は以上となります。

○小川小委員長 ありがとうございました。

新しく就任していただきました皆様、よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。最初に、報告事項で「令和３年の高圧ガス事故」に関しまして、資料１－１に基づき事務局から説明をお願いします。

○佐藤室長 それでは、ただいま御紹介ございました「令和３年の高圧ガス事故」につきまして、私から御報告させていただきます。

資料１－１を御覧いただければと思います。右下、１ページ目でございます。令和３年の高圧ガス事故の発生状況につきまして御報告いたします。こちらは概要でございます。

まず１点目でございますが、昨年、令和３年の事故件数は５８５件、前年比３件減少ということで、ほぼ横ばいということでございます。うち、噴出・漏えいの事故が約９割ということでございます。

２点目でございます。人身事故の件数３４件、前年比４件減少ということでございます。このうち死者が７名、前年比４名増加ということでございます。詳細は後ほど８ページにございますが、二酸化炭素消火設備の事故の関係でございます。

また重大事故件数でございますが、下に事故の分類ということを書かせていただいております。Ａ級、Ｂ１級、この２つを重大事故と考えてございますが、こちらの件数、Ｂ１級が４件で、前年比１件増加というのが昨年の高圧ガス事故の発生状況の概況でございます。

右下、２ページ以降、７ページまで経年の変化等を映したものでございます。

簡単に御紹介させていただきます。高圧ガス事故全体の件数の推移は冒頭申し上げましたとおり前年比３件減少で、５８５件ということでございます。

次、右下、３ページ目でございますけれども、製造事業所における事故でございますが、こちらは半数以上、冷凍事業所で発生しているということでございます。

右下、4ページ目でございます。現象別の事故件数の推移でございまして、こちらは冒頭申し上げましたとおり事故件数の約9割、噴出・漏えいによる事故ということでございます。

その他、5ページ目でございます。爆発、火災、破裂・破損ということでございますけれども、こちらは低水準を維持と考えているところでございます。

右下、6ページ目でございます。他方、先ほど申し上げましたとおり事故件数の中の特に死傷者でございますが、去年は7名ということで、こちらは平成8年に記録して以来、高い数字となっているところでございます。

続きまして、右下、7ページ目でございます。事故の原因分析ということでございます。こちらは平成23年から昨年までの原因の類型でございますが、ハード面での問題というものは腐食管理不良、ソフト面につきましては誤操作・誤判断が多く出ているところでございます。

したがいまして、特にソフト面という部分がございますけれども、こういったところがヒューマンエラーということで片づかないように、しっかり対策は講じていく必要があると考えてございます。

この資料、1点補足させていただきたいのはその他というところで、件数を見ていただきますとかなり高く出てしまっております。その他につきましては事故発生時に、まず原因特定が難しいものを速報として、その他として報告していただいたところが一番多くございますけれども、その後、時間が経過して、本来別の原因が特定されていた可能性はあるのですが、その他という報告のまま経年のグラフになってしまったところでございます。現在につきましては、こういったことにならないように原因が特定されれば別のところに振り分けていただくような対応など、国のほうからお願いしているところがございます。これまでの経過の積み重ねを今直していくことはちょっと難しいと考えてございますので、その他のところの取扱いにつきまして次年度以降どのような形で報告させていただくのがよろしいのかといった点は、この資料の見直しも併せて考えていきたいと考えております。

続きまして、右下、8ページ、9ページ目と併せて重大事故の内訳でございます。特に8ページ目につきましては先ほどB1級の事故4件申し上げましたが、4件中3件、死亡事故でございますので、死亡事故3件をまとめた表となっております。

まず2つ、一番左側、真ん中が二酸化炭素消火設備からのガス噴出事故ということでご

ございます。いずれも、昨年1月、4月に東京都で起きた事故でございまして、1点目は地下の駐車場でございます。2点目も地下の駐車場ということで、1つ目につきましては消火設備の点検事業中。こちらは有資格者の方が取り扱われていたのではないかと考えられますが、亡くなられているということ。真ん中につきましては天井の貼替え作業のときに、二酸化炭素の消火設備から二酸化炭素が放出されてしまったということで、こちらは4名の方が亡くなっております。高压ガスの関係で申し上げれば容器の関係、また貯蔵の関係の技術基準がございますので、当省も再発防止を含めた注意喚起に取り組んでいるところでございます。

ただ、こちらは消火設備ということでございますので、昨年1年間、消防庁のほうでも対策が検討されていたところでございますが、ちょうど昨日、再発防止策が公表されてございます。そちらの中で、具体的に今回のリスク要因となるようなものに対ししっかり取り組んでいく。例えば閉止弁というものを基本的には閉めた上で作業をするとか、特に点検につきましては有資格者が取り扱うように、そのような今回の事案を踏まえたリスク分析を行って改善策というものも取りまとめられ、今後必要な消防法の関係法令の見直しも行われるということでございますので、この点、関係省庁が一丸となって対応していきたいと思っております。

また、爆発事故1件が起きているということでございまして、酸素・水素ガスを扱う試験の際の溶断作業中に、1名の方が亡くなっているということでございます。

続きまして、9ページ目に4件中4件目の事故。埋設容器からの高压ガスの漏えい事故というものがございます。こちらにつきましては奈良県から注意喚起を行っているところでございます。

その他、※がついた2つの事故を扱わせていただいておりますが、こちらの※につきましては定期修理中の高压ガスがない際の事故でございまして、法令違反があるか、ないかということであれば高压ガスとしてカウントするというところでございますが、この点が昨年6月、11月の事故にもかかわらず遅れているところで、※をつけさせていただいているところでございます。いずれも、定期修理中に協力会社の作業員の方が亡くなっているということでございます。こちらは2020年にも三重県四日市、J S R株式会社のほうで同様の事案が起きてございます。その際にも再発防止を注意喚起してございますが、引き続きこういった事案が起きているということで、この件、確定次第、私どもとしては改めて注意喚起を経産省としてもさせていただきたいということでございます。

少し長くなりましたが、私からの御報告は以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

引き続きまして、「業界団体における自主行動計画のフォローアップ」に関しまして資料1－2に基づき、まず最初に石油連盟のほうからの御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○石油連盟 ありがとうございます。石油連盟で環境安全委員長を務めておりますE N E O S株式会社の染谷と申します。本日はお時間をいただきましたので、石油連盟における産業保安に関する自主行動計画について簡潔に説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。まず、2021年度の事故発生状況について説明させていただきます。本データは3月14日時点の暫定データとなりますことを御了承ください。石災法の特定事業所内での出火・漏えい等の異常な現象である石災法異常現象は、前年比21件増の123件発生いたしました。この中で事故強度基準により点数のついた事故は39件となっております。うち1件が3ページ目に記載しております基準を満たす重大事故となっております。

4ページ目を御覧ください。次に、2021年度の概況として石連として取り組んだ主な活動について説明させていただきます。

1点目は、リスクの大きさによって必要な対応を、よりリスクの大きい箇所に集中させるという概念でありますリスクベースドアプローチの推進を行い、規制緩和に関する要望内容の整理に展開いたしました。2点目として、各社が実施する教育訓練の支援を行いました。3点目として、事故事例の水平展開や説明会を開催することによって、事故原因や教訓等の共有を行いました。4点目として、スマート保安官民協議会へ参画することで業界内のA I、I o Tの活用推進に関する課題抽出や情報共有を行いました。

次に、5ページ目を御覧ください。現在方針は作成段階ですが、2022年度の石油連盟自主行動計画について説明させていただきます。2015年に基本的な考え方として重大事故ゼロの目標を提示し、以降、計画の骨子としております。2022年度も同様、①として、安全は企業活動を行う上での社会的責任であること。2番目、経営層の強い安全リーダーシップを取ること。3番目として、事故原因の分析と対策を確実に実施すること。4番目として、リスクアセスメントの確実な実施を推進すること。4項目を基本目標として堅持いたします。

6ページ目を御覧ください。2022年度の石連として取り組む内容ですが、先ほどの

スライドにもございましたように、２０２１年度にも取り組んだ御覧の内容を継続することになっております。

次に、７ページ目を御覧ください。７ページ目には各社が取り組む内容について記載しております。こちらに示します５つの活動を実施する予定になっております。

以上、石油連盟からのプレゼンテーションを終わりにいたします。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、石油化学工業協会よりの説明をお願いします。

○石油化学工業協会 それでは、本日は石化協の事務局技術部のほうから御説明いたします。

資料１－２の②でございます。

それでは、当協会の産業保安行動計画の取組状況につきましてポイントを簡潔に御説明いたします。

まず、１ページ目を御覧ください。１.の当協会の産業保安行動計画の基本的な考え方を図に示してございますが、簡潔に申しますと８軸から成る安全文化の醸成、次に安全基盤の強化並びに過去の三大重大事故から得ました４つの課題というものをベースにして取り組んでおります。

続きまして、その下の２.の２０２１年度の実績について御説明いたします。

まず(１)事故発生状況について、保安事故の状況でございますが、お示しのグラフは縦軸が事故件数、あと色別は事故の強度、深刻度を表した棒グラフとなっております、一番右側が２０２１年の状況でございます。２０２１年は死亡事故ですとか、事故強度大なる、いわゆる重大事故の発生はございませんでした。大半は比較的軽微な事故でございます、主に腐食管理不良等が原因の漏えい事故でございました。

続きまして、ページ２を御覧ください。２)労働災害状況でございます。２０２１年は、残念ながら協力会社の方で設備洗浄中の高所からの転落による死亡事故及び先ほど保安室からも御説明があった事例の１つにございましたが、定修工事中の有害物暴露被毒による死亡事故という重大事故が２件発生してしまいました。労災低減対策につきましては、協力会社も含めた安全管理強化や人材育成支援等工夫した取組を業界として継続してまいりたいと思います。

続きまして、(２)会員企業が実施すべき取組ガイドライン関連の状況でございます。ここはまだヒアリング集計中の事故が多いので１点のみでございますが、２)の協会目標で

ございました重大事故ゼロは、残念ながら先ほど御説明のとおり重大労災2件発生のために未達となっております。

続きまして、(3)業界団体が実施する取組の状況でございます。

これにつきましては、次の3ページ目を御覧ください。まず1)の経営層の保安に対する強い関与につきましては、当協会、安全メッセージビデオ更新版の制作検討を今進めておりまして、それに関連して会員企業のトップの方々による保安トップ懇談会を複数回実施いたしまして、保安衛生に関する情報や意見交換をしていただきまして、その結果を整理しております。

続きまして、2)の安全文化の醸成の中で、①の学習伝承の事故情報の共有化でございますが、これは保安事故評価ワーキンググループ並びに労働災害ワーキンググループを設置いたしまして、会員企業の事故一件一件について緻密な解析をして、その結果の会員企業への共有化を図っております。

続きまして、保安の取組共有につきましては新型コロナ状況を鑑みまして、諸活動を通常リアル形式と極力同等の内容にてオンラインで実施しております。

続きまして、最後の4ページ目でございます。(3)の自然災害による産業事故の発生防止に向けた取組及び(4)の産業保安に関するスマート化に向けた取組につきましては、資料記載のとおり3省連絡会議の要請事項にも対応しつつ、種々の協会としての活動を実施しております。

最後に、3.の来年2022年度の行動計画につきましては資料記載の基本方針(案)をベースに、2021年度の実績をレビューいたしまして、これも同じく3省連絡会議の要請事項も継続反映した内容にて策定を開始したところでございます。2021年度の実績詳細とともに当協会なりで審議・承認後、5月末をめどに当協会のホームページで公開させていただく予定でございます。

石化協からの御説明は以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、吉川委員から2件、御質問が出ておりますので、すみませんが、まとめて御発言いただけますでしょうか。どうぞ。

○吉川委員 吉川です。

まず、佐藤室長が御説明の資料1-1の事故原因分析のスライド7です。それで事故原因を分析されているのですけれども、その他のところの件も関わるのかなと思ったのです

が、必ずしも1つの事故原因で、ある事故について原因をもう1つに特定して集計しているのですでしたか。質問の意図は、複数の原因が複合して事故になるケースもあるかなと思ったのですが、そういったことが増えているので、またその他に区別されてしまうものが増えているのかなという気もしたのですけれども、その点いかがでしょうか。

○小川小委員長　すみません、まとめて次の質問もいただいた上でお答えをいただこうと思います。

○吉川委員　石連さんの資料の4枚目、リスクベースドアプローチというところですか。リスクの定義としては、基本的には発生したときに起こる被害の甚大さに発生頻度を掛けるようなもの。掛け算で表してリスクを出すのが一般的なやり方なのですからけれども、そういう考え方を見たときのリスクとして高いものに資源を集中する。そういう理解でよろしいのか。一方、違う側面からの見方として発生頻度は非常に低いものだけれども、起こったときにものすごい甚大な被害になるというもの。そういうものに対策を集中させるべきではないのかという考え方もあると思うのです。

今ここでおっしゃられているリスクベースドアプローチで、リスクの大きさによってという意味か、リスクの大きいところに集中させるという意味か、どちらの意味かということとを伺いたくて質問しました。

以上、2点です。

○小川小委員長　ありがとうございました。

それでは、前半のほうを事務局から御回答いただけますか。

○佐藤室長　高圧ガス保安室の佐藤でございます。

まず、吉川先生からいただいた点でございますけれども、事故の原因のところは都道府県、自治体様のほうから、主と副の原因をそれぞれ記載して、こちらのほうに提出していただくこととしてございます。ただ、事故があったときの速報ベースということで、原因が特定されないときにその他というところが選択されるということでございます。

したがって、1つの事故で1つの原因といったものも当然ございますが、複数あるものにつきましては複数の要因が挙がってくるということでございますし、また、その他につきましては今申し上げたように全体で大きく言うと16ほどカテゴリーがございますが、最初それに当てはめられないものをその他として挙げてくるというのが、事故の原因分析のところの報告の実態でございます。

○小川小委員長　吉川委員、よろしいでしょうか。

○吉川委員 ありがとうございました。

○小川小委員長 それでは、続きまして、石連のほうからの御回答をお願いします。

○石油連盟 それでは、石油連盟事務局の三浦と申します。

吉川先生の御質問にお答え申し上げます。先生のおっしゃるとおり、確かにリスクというものは確率とダメージの掛け算と理解しております。ただ、先生おっしゃられたように確率のほうを重く見るのか、ダメージのほうを重く見るのかという御質問に関しましては、簡単に言ってしまうと掛け算の結果として両方と考えております。例えば確率的には低いけれども非常にダメージが大きいものに関しましては、ダメージの大きいほうのファクターが結局掛け算の要素として多く効いてくる。

一方、ダメージが致命的ではないにせよ、確率の頻度が大きいものについては。将来的な大事故に繋がるものは軽視できません。しかし、非常にリスクが小さいにもかかわらず確率が大きい軽微なものについて、巨大なリソースを投じることについては効率的でないと考えております。当然対策に対してはコストがかかりますので、保安効果のパフォーマンスが最大になるように考えてやっております。どちらかという話ではなくて、もちろん積の内容を見て重要性を鑑みつつ、適宜対応していくような形になるかと存じます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

吉川委員、よろしいでしょうか。

○吉川委員 そうすると、ここで書いているみたいにリスクの大きい箇所集中させる。そんな単純な話ではないですね。リスクをちゃんと見て、内容もきちんと把握した上で、適切な対応をしているように今聞こえたのだけれども。

○石油連盟 そのとおりでございます。結果的に引き起こされる災害のダメージの大きいものは高リスクのものと考えざるを得ませんので、そこについては当然確率にかかわらず、リソースを投入していくことには変わらないということでございます。

○吉川委員 殊さらそこを、この期に及んで修正は必要ないですけども、今後そういったところの、多少かみ砕いて、ここの部分をちゃんと記述していただいたほうがよろしいかなと思いました。

以上です。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、近藤委員から御発言をお願いしたいと思います。

○近藤委員 ありがとうございます。高压ガス保安協会会長の近藤でございます。

先ほど佐藤室長から、令和3年の死亡事故7名という御説明がございました。現在調査中としております事項が2件ございまして、この死者も2名ございます。この7名と2名を足しますと、昨年の高圧ガス事故による死亡者は9名となるところでございます。これは15名の死者が出た平成4年以降、ほぼ30年ぶりの高い水準であることと御理解をいただきたいと思います。

事故の再発防止のためには、事故情報を迅速かつ正確に収集することが重要でございます。KHKでは、特に重大事故の場合には事故現場へ職員が急行いたしまして情報収集、調査を行っているところでございます。

そのような中で、今回報告されている重大事故の1つに関しましては、事故発生から半年以上も経ってからKHKに事故情報が提供されたところでございます。事故情報の提供の遅れは、経済産業省から事故調査を受託しているKHKとして事故発生状況の正確な把握や早急な注意喚起に支障を来たすだけでなく、注意喚起によって業界として取り組むべき再発防止対策にも遅れが生じるという大きな問題が生じるものでございます。このため、経済産業省におかれましては迅速な事故情報の提供を強くお願いしたいと思っております。

また、冒頭に申し上げた現在調査中の2件についてでございます。高圧ガスが直接存在していないところで発生した事故は、法令違反が認められる場合に高圧ガス事故として取り扱うこととなっております。しかしながら、高圧ガス保安法においてはガス設備の修理や清掃に関する技術基準が定められておりまして、事業者には災害の防止が求められていることからすれば、今回のような事故は再発防止につなげるためにも高圧ガス事故として取り扱うべきであると考えております。

以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

事務局から何か御回答いただけることはありますか。

○佐藤室長 経産省・佐藤でございます。

近藤会長、ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいた事故情報の迅速の共有というところでございます。本当に日頃から統計での取りまとめ、また現場への急行ということを含めて大変お世話になっております。そういった観点から事故情報の共有といったところは、適切にやっていきたいと思っております。今回少し遅れてしまったという御指摘ございましたが、そういったところがなぜ起きてしまったのか。また我々も適切

に対応できるようにしていくことは肝に銘じて、今後対応していきたいと考えてございます。

また、事故原因の特定が遅れてしまっている点につきまして御指摘がございました。この点につきましては、県からいただいた情報を踏まえて我々も早期に確定させるべく対応してございます。ただ、時間が遅いのではないかという御指摘だと思ってございますので、こういったところをどうやって改善できるのか。それによって注意喚起を迅速に行っていく。二次災害の防止という観点でも大変重要な御指摘だと思ってございますので、重く受け止めてしっかり対応を改善していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、三浦委員から手が挙がっていますので、お願いしたいと思います。

○三浦委員　　三浦でございます。いつもありがとうございます。

御説明、ありがとうございました。今、近藤会長や佐藤室長からも御説明いただいたので、分かったこともありましたが、死亡事故は特に抑えて頑張っていたいたのですが、今年度は残念な結果になってしまいました。人ができることに限界もあるかもしれませんが、今回の二酸化炭素の消火設備の事故に関しては、やはり設備審査とか点検の有資格者がいるわけですから、極力そういう方たちをきちんとフォローする形で二度とこういうことがないように、皆さんで頑張っていただきたいなとお願いしたいことと、また、人でカバーできない部分は、例えばセンサーがついた警報器の設置などのハード面で、AI などもあると思うのですが何かカバーできる部分があれば、その辺も補って極力再発防止という形に今後も取り組んでいただきたいと、切にお願いしたいです。よろしくお願いします。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

この件は事務局から何かありますか。

○佐藤室長　　三浦委員、ありがとうございます。消防庁所管の消火設備の再発防止策のことなので、当省から御紹介するのは適切ではないかもしれませんが、委員御指摘の点で申し上げれば、消火設備の点検については現状ですと延床面積が1,000㎡未満ですと、必ずしも有資格者である必要性はないということであるようですが、そういったところも今般の事故を踏まえまして、やはり有資格者であることが望ましいというような取り組み案が、昨日消防庁より公表されているということだと思ってございます。こういった点はしっかり関係省庁で受け止めていくということだと思ってございますので、消防庁の報告

書の中身ではございますが御紹介させていただきます。

私からは以上でございます。

○三浦委員 ありがとうございました。

○小川小委員長 それでは、よろしければ次の議題に移りたいと思います。

報告事項で「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」に関しまして、資料2に基づき事務局からの説明をお願いします。

○佐藤室長 それでは、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（高圧ガス分野の新たな認定事業者制度・燃料電池自動車等の規制の一元化関係）」ということで、御説明差し上げます。

資料2を御覧ください。ページをめくりまして、右下、1ページ目でございます。こちらは今般通常国会に提出させていただいた法律案の概要ということで、映させていただいてございます。

まず、こちらを提出するに至る過程におきまして昨年10月、前回の高圧ガス小委員会における意見聴取。その後もこの場に御出席いただいております皆様の中には産業保安基本制度小委員会、また保安・消費生活用製品安全分科会での御議論、報告書の取りまとめにおきまして、大変貴重な御意見をいただいたことに厚く御礼申し上げたいと思います。これらの議論、また報告書を踏まえまして今月3月4日に、この法律案を今の通常国会に提出させていただいております。

まず法律案の概要をスライドで御紹介させていただいた後、高圧ガス保安法に関係しますスマート保安の促進、また、燃料電池自動車の規制の一元化の2点、詳細を御説明差し上げたいと思います。

まず、法律案の概要のスライドでございます。高圧ガス保安法等ということでございまして、4つの法律が一元的に束ねられているということでございます。具体的には、高圧ガス保安法、また都市ガス関係のガス事業法、電気分野の電気事業法。加えまして情報処理の促進に関する法律になります。情報処理の促進に関する法律は今般サイバーセキュリティに関し重大な事態が生じ、また生じた疑いがあるという場合に、独立行政法人情報処理推進機構に調査を要請することができるような内容を措置するための法案でございます。

背景や法案の概要につきましては改めて申し上げることはございませんが、テクノロジーの進展、保安人材の不足等、様々な環境変化に対応するための保安規制の見直しということでございます。

大きく3つの柱がございます。スマート保安の促進。また、2つ目で災害対策・レジリエンスの強化。3つ目として、カーボンニュートラルの実現ということでございます。

このうち、スマート保安の促進、またカーボンニュートラルの関係が高圧ガス保安法関係の見直しでございます。その他、多少御紹介申し上げれば、太陽光、風力関係の事前規制をより強化していく必要があるのではないかということでございまして、写真では新幹線の斜面に太陽光のパネルがある土砂が崩落しているということ。また右の写真は青森県むつ市の事例でございますけれども、風車のパネルが落ちてしまっている。こういった事故が太陽光、風力の特に小型の設備であるということでございます。こういったところに必要な規制。現状では事後報告とか、何か問題が起きたときに報告徴収などをかける事後規制がございますけれども、必要な基礎情報の事前届出を課していく必要があるのではないか。こういったところを踏まえた見直し案ということで、産業保安グループ全体の必要な措置を、今国会に出させていただいているということでございます。

続きまして、2ページ目以降で、特に高圧ガス関係の分野を御紹介させていただければと思います。

まず、スマート保安のための制度的環境整備の在り方というスライドでございますが、こちらにつきましては先般、高圧ガス小委員会で御説明させていただいた際の資料から大きく変更はございません。そうしたところにつきましては、基本的にはポイントで御紹介させていただければと思います。

こちらのスライドは制度的環境整備の鳥観図でございます。左上、テクノロジーの革新的な進展。また、深刻な保安人材の枯渇といったところのソリューションといたしまして、今般、真ん中、水色の四角囲いの部分でございますが、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者に対しまして手続・検査の在り方を見直していく。こういった措置を講ずるところでございます。

制度の基本的な考え方は次の3ページ目でございますけれども、真ん中のボックスでございます。こういった方に対する制度ということでございまして、現状この認定制度につきましては既に現行の認定事業者制度がございますので、真ん中のボックス、2つ目の白丸でございますけれども、改正法施行から2～3年程度、一定の経過期間を置く必要があるのではないか。またその際、現行の認定事業者制度は新たな制度に統合して発展的に解消していく。こういったところについて御議論いただいたところでございます。

その上で、新たな制度としては認定対象となる全ての事業者テクノロジーの活用を要

件とすることや、また一番下、2つ目でございますけれども、省令上の措置といたしましてリスク管理に応じて現行もスーパー認定、通常認定とあるように、A認定、B認定に差異化する。こういったところをまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。具体的な認定の要件ということでございます。こちらにつきましても変更はございません。4つの要件で構成するということ。あと先ほど申し上げたとおりリスク管理レベルに応じてA認定、B認定を措置するということでございます。

4つの要件、①から④まで表に書かせていただいておりますが、今般現行制度と比べて追加、また拡充するところにつきましては下線、若しくは赤字で書かせていただいております。まさにテクノロジーの活用につきましてはスーパー認定のみならず、通常認定相当のB認定の方にもお願いしていくということ。また、その関連でございますがサイバーセキュリティといったところは、今般新たに各業界におけるサイバーセキュリティガイドラインに沿った内容を遵守されているのかどうか。こういったところを確認させていただくような要件としてございます。

また加えまして、自立的に高度な事業者の方ということでございますので、経営トップのコミットメントのところにコンプライアンス体制の整備ですとか、またコーポレート・ガバナンスの確保の要件の追加といったところも、併せて措置させていただくことが必要ではないかということでございます。

認定事業者の制度的措置といたしまして、5ページ目で主だったところをまとめさせていただいております。全てを御紹介することは差し控えますが、代表的なものとするれば製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出という左上のボックスのところでございます。現行では軽微変更を除いて設備変更には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要ということでございますが、今般新たな認定制度の認定事業者の方には、保安の確保能力を踏まえればガス種ですとか、製造能力といったところの変更については許可制を維持ということでございますが、軽微変更について現状届出の部分は記録保存。また、それら以外の変更ということで、要は重要な変更以外の変更については事後届出とする。こういったことを措置したいと考えてございます。

また右上のボックス、保安人員の配置というところでございます。現行法上、製造のための施設の区分ごとに保安人員を配置するということがございます。この点、新たな認定事業者につきましては、この考え方は基本としつつもコンビナート連携の進展、また常時

監視・遠隔監視システムの導入といったテクノロジーの活用状況を踏まえまして、法律上、製造のための施設の区分ごとは必ずしも必要ではないのではないか。保安人員の柔軟な配置を許容していくことで、今般考えているところでございます。

また右下、定期自主検査につきましても、自立的に高度な保安管理を行うことができることを要件で確認させていただきますので、認定事業者には定期自主検査の規定を適用しないということで、法律上の義務としては課さないことを考えてございます。

また次、右下、6ページ目でございます。こちらは今の制度を一覧としたものでございます。詳細は割愛させていただきますが、具体的な条番号が入ってございますので、それぞれ法律に新たに措置する手続をさせて、今国会のほうに提出してございます。

右下、7ページです。加えまして、A認定事業者の方には検査面での制度的措置をするということで、こちらも御紹介させていただいたとおりでございます。CBMの円滑化という点。また、検査等に係る基準・規格の柔軟化。2点目につきましては採用する基準・規格関係の大臣認定制を導入するというところでございまして、御指摘いただいた点を今後詳細制度設計した上で、また高圧ガス小委員会のほうで御議論いただきたいと考えているところでございます。

続きまして、8ページ目でございます。むしろ安全性の確保の観点で大変御議論、御指摘をいただいた論点でございます。今後の認定審査手続の具体的在り方ということでございまして、資料を入れさせていただいているところでございます。

こちらは現行の認定審査の仕組み。左側の枠囲いを見ていただければと思いますが、現行の認定審査手続は事業者の方からの認定申請に基づいて経済産業大臣が認定するというところでございますが、現状国の検査に代えて高圧ガス保安協会又は指定機関による調査を受けることができるということで、実態上は全案件、KHKの事前調査となっているということでございます。

この点につきまして、これまでの議論、また産業基本制度小委員会の議論の中で、そもそも国としての評価ということで、むしろ国自身が事前調査を行う。代替できる。本来自分たちでやらなければいけないところの検査の体制を十分に整備してきたのか。また、ペーパーワークというところで過度な審査資料になっていないか。そういったところを是正してきたのか。そういったところをしっかり評価する必要があるのではないかという御指摘もいただいたところでございます。今回の見直しに関しましては、むしろ安全確保が大前提というところが出発点ではございますが、当然責任所在の明確性も重要です。また、

テクノロジーの活用ですとか、サイバーセキュリティを入れていくように要件自体の見直しもございますので、こういった論点を確実に反映した新たな認定審査の仕組みが必要ではないかということでございまして、右側に新たな認定審査の仕組みを書かせていただいております。

この点を踏まえた上での具体的な仕組みといたしまして、国、これは経産省本省における認定審査を行うということでございます。その認定審査といたしましては、新規認定であれば全数行い、検査というのは立入検査でございますが、現地の調査を行うということといたします。また、審査会審査ということで外部の有識者、例えばKHKですとか、高压ガス関係の有識者の方からなる審査会で審査を行っていくような形で認定審査を行っていくことが、安全を確保する観点で大事ではないかということでございます。

加えまして国と、特に専門的な知見を有する安全関係機関の方が一体となって安全を確保するのが、安全確保の観点からより必要ではないかということで国からKHKなどへの意見聴取、また調査依頼制度を併せて設けるような仕組みとさせていただいております。

加えまして一番下、※でございますが、見直しに当たりましては合理的かつ迅速な審査への移行というところを、今後追求していきたいと考えてございます。

右下、9ページ目でございます。具体的な審査の在り方と適正の確保についてということで、現状との比較で入れさせていただいておりますが、新たな制度におきましては新規認定と更新のところの考え方、進め方を少し分けてございます。

新規の認定につきましては全数現地調査、審査会審査を行った上で認定となります。必要な場合は国が定めた範囲でKHKから意見聴取、調査依頼を行っていくということでございますが、更新につきましては国の一次的審査の段階で右下、更新のところの下に少し小さな字で書かせていただいておりますが、事故ですとか、法令違反、また、例えば設備とか、製造能力、ガス種といったところの設備の重要な変更がなく、安全の確保上問題がないと認められる場合については更新を行っていく。要は国の検査、審査会審査というところに進まず更新を行ってまいります。

10ページ目でございます。こちらが認定制度における移行措置ということでございまして、具体的な移行期間をまとめさせていただいているところでございます。

特にポイントといたしましては下の表でございます。今般、公布日から施行日までのところが1.5年を超えない範囲内において政令で定める日ということで、法律案を書かせていただいております。仮に今年の通常国会中に成立すればという前提で、2022年

6月頃を公布日として書かせていただいておりますが、そうしますと施行日は2023年12月ということでございます。3年の経過措置期間を設けてございますけれども、この経過措置期間におきましては現行認定、また新たな認定制度、いずれも申請を可能とするということ。こちらは、いずれかを事業者の方が選択していただいた上で申請していただく。ただ、いずれの認定も受け付けますということでございますので、この3年間でしっかり移行期間ということで位置づけて、対応していただくことを考えてございます。

ただ、そうしますといつまでも現行認定制度があり続けるのかという御指摘もございましたので、経過措置期限が2026年12月とすると、そこから最大3.5年というところで、経過措置期間における現行認定に基づく認定の有効期間は効力を終えるということでございまして、基本的には新しい認定制度のほうを使っていただくよう、この制度としても懲慚しているところでございます。

右下、11ページ目は、これまで申し上げたフローの繰り返しでございますので詳細は割愛しますが、特にポイントは適時・適切な立入検査ということで、現行も中間時点における国の立入検査を行ってございますが、適時・適切な立入検査をすることで認定から更新までの間の法令遵守状況等しっかり確認していくことを考えているということでございます。

続きまして、12ページ目でございますが、こちらは国と地方公共団体の連携に係る法定化の検討をしますという旨、審議会では御説明させていただきましたが、結論としては1つ目の黒丸にあるとおり見送ることとさせていただきます。

その理由なのですが、高圧ガス保安法に何か問題があるということではなく、少し制度全体の話にはなりますが、まず地方公共団体様の高圧法に基づく事務というものは、地方自治法上の自治事務であるという点でございます。こういったところからすると連携していくというのが、むしろ自治事務との関連でうまく整理できないのではないかとというのが一番のポイントでございます。また、規制法で措置する事例もまれであるということでございまして、高圧ガス保安法だけになぜ置くのかということも議論もいろいろございました。

したがって、この点は今回法定化することは見送るとさせていただきますが、むしろ重要なことは2つ目の黒丸でございまして、経産省といたしましては法定化如何にかかわらず、この審議会では御議論いただいた連携という点についてはしっかり取り組んでいきたいと考えてございまして、3点書かせていただいております。

具体的に、特に本日申し上げるとすれば2つ目のところでございますが、毎年4月頃、自治体の新規着任者の方を対象とした研修制度を行わせていただいて、100人ぐらいの方に御参加いただいております。ただ、そのとき、どうしても集合研修で参加できないというような声があったのですけれども、次年度4月からはオンデマンド型の研修というものにも取り組みたいと考えてございまして、別の時間に幅広い方に見ていただけるということで、全般的な職員の方の対応能力の向上に、その他のところもしっかり取り組んでいきたいということでございます。

あと、参考として認定事業者の法令違反。また、その後認定事業者における重大事故というスライドを入れさせていただいておりますが、本日その他のところで13ページ目の一番下を書いてございます直近の認定事業所における法令違反案件への対応について個別の御報告がございますので、そちらのほうで詳細を御報告させていただきたいということでございます。

続きまして、右下、15ページ目のところで燃料電池自動車の規制の一元化について簡単に御報告いたします。こちらにつきましては今までの御説明から大きく変更されるところはございません。

スライド16ページ目に移らせていただきますが、道路運送車両法等で安全が確保できる高圧ガスに関しまして、新たに高圧ガス保安法の適用除外とすること。こちらは御報告させていただいてきたような方針で、今般一元化ができることとなっております。

具体的な規定案は右下でございますけれども、自動車と、また装置というところを具体的に限定していく。自動車については車検制度がある車種に限定するという。また、装置のところは3つのガス。圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガス。これらを燃料とする自動車における原動機及び燃料装置といったものを適用除外としていくことで、適用除外とされたものは道路運送車両法でしっかり安全を確保していくということでございます。

その際、今般、道路運送車両法は御案内のとおり公道を走る車を前提としたものでございますので、適用除外とならない部分。例えば車検が切れた車ですとか、私有地のみで走行する車が当然ございます。こういった車につきましては高圧ガス保安法のほうでしっかり対象として規制をしていく。安全を確保していくということでございますので、高圧ガス保安法の規制が適用されるべく、必要な措置というものも講じてございます。

具体的には17ページ目でございまして、1点目でございますが道路運送車両法に基づいて製造されたものの、使用過程において高圧ガス保安法の適用を受けるような自動車が

あるということでございます。先ほど申し上げたような車検切れの車でございます。こういったものにつきましては適切に高圧法のほうで規制できるように、例えば容器関係の刻印といったものの規制を、しっかり受けられるような措置を講じているということがございます。

また２点目はくず化の命令、義務規定ということで書いてございますけれども、道路運送車両法の検査で不合格となった容器、附属品について、くず化する規定を置く。こういったところを措置させていただいているということでございます。

概要の説明は以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

順調に国会を通ることを願っていますが、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、まず近藤委員から御発言、よろしくお願ひしたいと思います。

○近藤委員 ありがとうございます。今回の制度見直しに関しまして申し上げたいと思います。

私どもKHKは、当初から安全を守るという１点から制度見直しに関する議論をしてきたところでございます。昨年１０月の高圧ガス小委員会の後、経済産業省と調整をいたしまして、KHKが指摘していたとおり安全の確保及び向上を大前提として、本件制度改正の内容が全面的に見直しをされたところでございます。その結果を１２月の保安・消費生活用製品安全分科会で報告書という形で取りまとめられたところでございます。その後策定されました具体の法律案につきましても経済産業省と調整をし、その結果、法律案については仕組み上、安全性を担保することができるものになっていると考えているところでございます。関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

しかしながら、同時に神は細部に宿るという言葉がございます。行政や関係者がきちんと対応し、事業者の規律が確保されるかどうかというのは今後整備する政省令、関係規程や、これらの具体的な運用といったところに委ねられているわけでございます。こういった点につきましては専門家の集団である、この高圧ガス小委員会に委ねられているものでございます。私はそのように理解しておりまして、法律の執行面で安全を確保するためには今後の議論こそが重要であることを、この場をお借りして改めて指摘をしておきたいと思っております。

具体的に３つ申し上げます。１点目は、新たな認定基準については先進的なテクノロジーの活用、法適合性確認能力を含め、認定要件を厳格化することが必要であること。２点

目は、認定審査の進め方については原則として国の検査及び審査会審査を行い、専門的な事項についてはKHKを初めとする外部機関を適切に活用すべきであること。3点目は、認定によって認められる規制緩和措置につきましては、例えば製造施設の変更工事において従来は工事の内容が軽微かどうかを一つ一つ慎重に検討し、軽微な場合は届出としてきたわけですが、今回の措置は事前の許可をなくすものでございまして、これまで以上に慎重な議論が必要であること。この3つでございます。

今後の制度設計に当たりましては拙速な議論を避け、専門的、技術的な観点から関係者が確信と納得を得られるよう、進めていただきたいと思います。

私どもKHKといたしましても、これまでと同様、国と連携いたしまして、安全を守るという1点から、しっかりと協力をしていく所存でございます。

以上です。

○小川小委員長 ありがとうございました。

事務局から何かコメントはございますか。

○佐藤室長 高圧ガス保安室の佐藤でございます。

まさに次回以降、この高圧ガス小委員会の場で具体的な認定制度、また燃料電池自動車の規制の一元化、併せて具体的な運用面を御審議いただきたいと思いますので、安全の面、しっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、次、香川委員にお願いしたいと思います。

○香川委員 どうもありがとうございます。冷凍空調分野のほうから少しお話をさせていただきます。

皆さん御存じのようにカーボンニュートラル2050が政府から出されておりますが、それに関しましていろいろな新技術が今後展開されてまいります。また温暖化対策等地球規模の環境問題対策でフロン規制ということで、サイクルに使われています冷媒の変更等がいろいろ行われています。そのため、先ほど事故報告がありました二酸化炭素を使うような冷媒を新しく使っていたり、それから炭化水素系を用いました可燃性冷媒というものですけれども、燃えるような冷媒、また、従来から工業地域で使われていますアンモニア毒性冷媒が使われています。こういう冷媒が今後広く使われて、より多くのユーザーに高圧ガスの保安が関わってくるようになる想定しております。

今の議題の説明にありましたスーパー認定、それから基本制度に関連してなのですが、新技術に関して4つほどコメントがございます。このような新技術に対して、スマート保安の拡大をしていかなければいけないのではないかなと思います。将来は高圧ガス保安に関わる人材不足があり、冷凍空調分野でも人材が限られてきますので、AIやIoTを利用してできるだけ保安レベルを高めながら新技術を導入することが大切かと思います。そのためには、スマート保安をどうやって拡大するかについて検討を続けていくべきというのが1つ目のコメントでございます。

2番目はスーパー認定の在り方です。今回のお話ではコンビナートとか、特定の分野のスーパー認定の在り方がありましたけれども、一部御説明にもありました中小企業等のレベルアップのことも考慮して、どうやって認定していくかというところも検討していく必要があるかなと思います。実現に向けて非常に難しい課題が多いかなと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

3番目は地方自治体に関してでございます。冷凍空調分野でも地方自治体と連携を取りながら高圧ガス保安をやっておりますが、新技術が導入される場合に地方自治体が新技術に、また関連する保安に迅速に対応していかなければいけないことになると、今まで以上の関係者間の連携が必要になってくると思います。いろいろな場面をお願いしていますが、法令規則だけではなくガイドラインみたいなできるだけ分かりやすい、連携のしやすい、そして連絡の取りやすいシステムや、IoTも当然含まれますがデジタル化技術を使って、地方自治体と連携をしていかなければいけないかなと思っています。

最後、4番目なのですが、このような新技術ができるだけ早く導入されなければいけない。というのは御存じのようにカーボンニュートラルでは、中間目標が2030年、最終目標が2050年になっており、間もなくやって来ます。先ほど御説明のありました燃料電池自動車も早く普及しなければいけないということがありまして、国は速やかに実現していくのと同時に、先ほど言いましたスーパー認定の話もそうですし、保安技術レベルのAI、IoT等をどうやって拡大・拡充していくかというところが大切かと思いますので、今後引き続き検討のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

この件につきましても事務局から何かコメントはございますか。

○佐藤室長 香川委員、ありがとうございます。中小・中堅とか今日は余り触れていま

せんが、別途検討したいと思ってございます。具体的にはもともと御紹介させていただいたり、中小につきましてはアプリのような開発のところも、別途今年度こういったことができるかという検討に取り組みたいと思ってございますし、また手続の合理化みたいなところも、別途進めていきたいということで、この後オンライン化の議題で御紹介したいと思ってございます。

また、中堅の方の底上げというところにつきましても人材育成、技術の導入支援。こういったところで何かできないか引き続き追求していきたいと考えてございますので、ちょっと報告から漏れてございますけれども、この点は非常に大事だと思ってございます。

また、自治体との関係におきましてガイドラインが有効ではないかという御指摘もございました。こういったところにつきまして、例えば水素ステーションなどの検討においてもガイドライン、逐条解説といったところが有効だと私どもも理解してございますので、これは分野問わず高压ガスの中でできるところを取り組んでいきたいと考えてございます。

全てではございませんが取りあえずお返しできる点、御報告に代えさせていただきます。

○香川委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○小川小委員長 ありがとうございます。

それでは、この後、三浦委員、内山委員の順に御発言いただきたいと思います。三浦委員、お願いします。

○三浦委員 ありがとうございます。

先ほど近藤会長からもいろいろ御説明いただきましたが、保安に関して、安全に関しては、業界団体で一生懸命やっていたいただいていることはよく分かりました。ありがとうございます。

ただ、13ページの、参考資料1に書かれていることを聞いたときに、これは看過できないことではないだろうかと思いました。先ほど近藤会長もおっしゃっていたとおり、事業者の規律というのを本当にこの先もきっちりやっていただきたい。守っていただきたいと思います。この案件に関しては、本当に一生懸命作ってこられた認定制度そのものを揺るがすような違反だと思っていますし、どうして複数回も同じところが法令違反をしてしまうのだらうということは非常に疑問です。もうこれはあってはならないことだと思います。これから新たな認定制度に向かっていろいろ変えていこうということも含めて、ここはしっかり取り組んでいただきたいなと考えました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

これは後でもまた出てくる件ですので、事務局からはよろしいですか。

○佐藤室長　　三浦委員、どうもありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。ただ今小川委員長からもお話があったとおり、最後にこの事業者関係の御報告、別途させていただきたいと思いますので、そちらで代えさせていただきたいと思います。

○三浦委員　　ありがとうございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、内山委員、お願いします。

○内山委員　　神奈川県の内山です。委員長、発言の時間をいただきまして、ありがとうございます。

資料の12ページ、国と地方自治体の連携の法制化の検討についてなのですが、私どもは地方自治体でございますので、この法制化、非常に期待をしておりました。見送るというお話を伺いまして、一言で言えば残念だったというのが感想ではございますけれども、法文化だけがゴールではないと思っておりますが、大変残念ながら私ども地方自治体も人材が枯渇しておりまして、技術になかなかついていけないようなときに、この大きな流れが来ております。その中で国と我々が常に連携して取り組んでいきたかった。また、事故が起これば現場へ真っ先に行くのは私ども地方自治体でございますので、我々の援護射撃をしていただきたかったというところがございますので、今後政令、あと規則などが作られる段取りの中で我々の意見を聞いていただきたいのですけれども、現場で事故が起きたとき国民の皆様説明ができる形になるように、今後のガイドライン等の体制作りに非常に期待しております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

これは事務局から何か一言、お願ひしたいと思います。

○佐藤室長　　内山委員、ありがとうございます。期待に応えられなかったところについては御指摘のとおりでございます。ただ、やはり中身が大事だと思っておりますので、むしろ御指摘いただいたような点で現場のところということ。また、しっかり今後の議論も一緒に自治体様とも意見交換させていただく点。私どもこの点は大変重く御指摘を受け止めてございますので、しっかり意見交換を経て、具体的なものにつなげられるようにしていきたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

そのほかはございませんでしょうか。

それでは、次の議題に移っていきたいと思います。次は、報告事項で「高圧ガス分野の行政手続のオンライン化」に関しまして、資料３に基づき事務局から説明をお願いします。

○佐藤室長　　それでは、「高圧ガス分野の行政手続のオンライン化について」ということで、資料３を御覧いただければと思います。

まず右下、１ページ目でございますが、高圧ガス保安法の手続に関するアンケート調査の概要ということで御紹介させていただきます。

まず経緯でございますけれども、昨年６月１８日の閣議決定、規制改革実施計画の中で、地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化に取り組むことを検討することとされてございまして、高圧ガス保安法にとどまらず政府全体での話でございます。その中でこういった御指摘がございますので、高圧ガス保安法の手続においてもオンライン化の検討が必要ということです。

オンライン化とは、※で書いてございますけれども、手続をメール及び申請システムで行うことです。今年度は、まず自治体様、事業者様、各種検査機関の方々を対象といたしまして実態把握をすることが大事だと考えてございまして、今回はアンケート、ヒアリング調査を行った結果の御報告、また次年度以降の取組を御紹介することで資料を準備させていただきました。

まずアンケートの概要でございますが、１ページのとおり４７の都道府県、また２０の政令市、事業者、各種検査機関に昨年１２月から１月までアンケートをさせていただいて、現在の手続の状況ですとか、オンライン化。オンライン化への期待・懸念。また自治体様におかれましては現状の手続の状況、オンライン化に対応されているのか否かといった点をお伺いさせていただいたものでございまして、４７全ての都道府県様、２０の政令市様から御回答いただいたほか、２９１のアンケート結果をいただいたものでございます。

右下、２ページ目でございます。ポイントを幾つか御紹介させていただきます。まず、オンライン申請の導入状況ということでございます。こちらにつきましては左下、円グラフがございまして、オンライン申請につきましては４７都道府県のベースで考えますと２５でシステム、若しくはメール、また併用という、いずれかが導入されている自治体様が過半数を超えている状況でございます。

ただ、オンライン利用率というところ、左に表がございますけれども、そちらを鑑みますと低いという状況でございますので、紙をベースとした手続が主流だと考えているところでございます。ただ、オンライン化につきましては期待の声は大変高くございますので、こちらを何とかできないかということでございます。ただ、懸念というところの吹き出しにも書かせていただいているとおり手続自体が紙をベースとしていること、また審査する設備環境といったところが必ずしも現状整っていないようなことも、声として挙がっているところでございます。

続きまして、右下、3ページ目でございます。自治体における手続の対応状況ということでございます。やはり処理件数にかなり地域の特性があるということでございまして、左下に自治体様への手続提出状況をまとめてございますけれども、高圧ガス保安法、全国で年間26万件の手続がございますが、その半分以上がトップ10の都道府県で行われているということで、事業者数から出るばらつきによって特性があるということでございます。

また右下に、高圧ガス保安法の種別によってどれだけ各都道府県で処理されているかということなのですが、種別によっても1件当たりの手続件数は異なっておりますし、さらに申し上げますと開始なのか、変更なのか。そういった中身も変わってくるということでございますので、こういった状況を踏まえるとオンライン化という検討も、処理件数ですとか、手続種別が自治体さんで異なる状況を踏まえて、しっかり見定めていく必要性もあるだろうということでございます。

続きまして、右下、4ページ目でございます。手続ごとの業務負荷ということでございます。こちらは様々な手続がございます。第一種製造者の手続ということで主立ったところを書かせていただいておりますけれども、負荷が高いもの、低いものは、少し中身を因数分解していく必要があるのではないかとということでございます。処理件数だけを見れば一番下でございますけれども、保安係員の選解任が2万件ずつあるということでございます。圧倒的なボリュームを占めるところでございますが、提出書類の資料の量ですとか、申請項目に自由記載の欄があるのか、ないのかですとか、そういったところで処理のための手続。途中の審査ですとか、審査にかかる時間ですとかが変わってくるところでございますので、どのように対応していくのかという点もしっかり考慮していく必要性があるだろうということで、アンケートをさせていただいたところでございます。

続きまして、右下、5ページ目でございます。オンライン化との親和性ということで、先ほどの資料をオンライン化との親和性という観点でくくり直したものでございますけれども、

ども、今後オンライン化ということを考えてまいりますと、提出書類の量とか中身というものをしっかり考慮していく必要があるだろうということでございまして、一番下に書いてあるような保安係員の選解任の届出といったところは処理件数の多さに加えて、むしろ提出書類の量が少ないとか、また自由記載の欄が比較的少ないといったところで、オンライン化後の負担軽減にすぐつながるような点があるだろうなと思うのですが、負荷が大きいところにつきましては、そのまま今ある届出のものを添付資料として出しても審査する側に負担もございますし、また提出するに当たって数十メガといったボリュームのものを送ることになってしまいますので、BPRと書いていますけれども、何らかの業務改革が必要ではないかということでございまして、こういったものと併せて取り組んでいく必要があるのではないかと考えてございます。

したがって、今後の取組で6ページ目でございますが、今年度はオンライン化の事前調査ということでアンケート、ヒアリングをさせていただきました。次年度以降はこういった実態をさらに深掘ることと、どういったやり方があるのかということとをある程度事務局である経済産業省としても確認した上で、むしろどういったやり方をオンライン化で進めていったらいいのかというところを関係される都道府県の皆様、また事業者の皆様、有識者の先生方に御参加いただいて、当然オンライン化することに伴っていろいろなメリットの部分があると思いますが、例えばシステムが止まったときにどうするのだとか、そういったリスク要因を含めて、あとセキュリティ面を含めて議論して、どういったものを今後作っていくのかというところで少し取り組んでいきたいと考えてございます。令和7年が1つの目安としてオンライン化の導入ということとを政府全体では目標として掲げられてございますので、そういった中で一年一年どういったことができるのかといったことをしっかり考えていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問いただきたいと思います。まず東嶋委員のほうから御発言いただけますでしょうか。

○東嶋委員 東嶋です。御説明、ありがとうございました。

届出申請をオンライン化するという事柄なのですが、もちろんオンライン化するメリットは手続の手間を省くということがあるかと思いますが、究極の目標としては情報を集積して、それを整理して、例えば事故傾向を見つけ出すとか、それから好事例、

あるいは事故の要因などについて水平展開するとか、情報を利活用できるようにすることが目標なのではないかと思います。そういったことが、ひいては安全性の向上ということにも資すると思いますので、システムを構築していただくときに地方自治体、それから事業者双方の意見をよく聞いていただいてシステムを構築し、オンライン化を進めていただければ国民全体にもメリットがあるものになるのではないかと考えますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○小川小委員長 ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○佐藤室長 ありがとうございます。まさに御指摘のとおりだと思いますので、しっかり留意して進めたいと思います。

○小川小委員長 ありがとうございました。

すみません、ちょっと順番を間違えましたが、内山委員、お願いします。

○内山委員 たびたび申し訳ございません。神奈川県の内山です。

このオンライン化ですが、実は喫緊の課題でございまして、私ども神奈川県、お恥ずかしながら確かに事務処理件数は東京都さんと並んで非常に多いのですけれども、オンライン化がまだ全くできていない状況にございます。それはいろいろ課題があるということで、今回の国の調査にも御協力させていただいたのですけれども、私どもこれは非常に早急に解決しなければならない問題だと考えておりますので、今後ワーキンググループを作られるのか、こういった形でやられるのか分からないのですけれども、神奈川県としては全面的に御協力をさせていただいて、できればモデルケースなどに私どもの自治体を利用いただければと考えておりますので、先ほどの国と地方の連携の一環であると考えておりますので、お力添え、御協力をよろしくお願いいたしますと思っております。

以上です。

○小川小委員長 ありがとうございました。

事務局から何かお答えいただけるでしょうか。

○佐藤室長 内山委員、どうもありがとうございます。我々としては大変心強いというか、実証とか実際の現場でどうなるかというところを含めて皆様の御意見を踏まえて進めていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力させていただきたいと思ひますし、一緒に連携させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、熊崎委員に御発言いただきまして、その後、全国LPガス協会のほうからお願いしたいと思います。熊崎委員、お願いします。

○熊崎委員　　熊崎です。発言の機会をありがとうございます。

先ほど内山委員、東嶋委員からサポーターティブな御意見がありましたが、私も同様です。今回オンライン化に関するアンケートの結果を御説明いただいて、各業務とオンライン化の親和性についての意見を伺いました。この親和性というのは今の状態で、実際に取り扱っていらっしゃる方がお考えになった内容だと思うのです。資料でも業務改革について言及されていますが、今後、オンライン化しやすいように業務改革や手続の仕様を変えていくと、関係する方々の親和性に対する考え方も変わってくると思います。

先ほどKHKの近藤委員より事故の連絡が遅れたというお話もありましたけれども、そういったこともオンライン化によって解決が可能だと思いますし、また入力情報が整理されるので、例外事項が減り、先ほど話がありました法令違反の有無についての判断なども自動化できることもあるのかなと思っております。

以上です。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○佐藤室長　　熊崎委員、どうもありがとうございます。まさに御指摘のとおりだと思ってございまして、事故とか、この届出をしたら、次この届出というのがある程度分かれば出ていないよというフラグを、例えばプッシュ機能で教えていただくとか、そうすると事業者様、場合によって自治体の方も含めて少しシステムのサポーターティブなものになるとか、法令違反とか手続漏れといったものも少し改善し得るとか、また別途お話がございました統計といったところにも、様々な余地もあるのではないかなというような期待もしてございます。まだどうなっていくかというのは当然ありますし、その分コストとか様々な面がございすけれども、今いただいたような御指摘をしっかり踏まえて、よりよいものを今後作っていくということだと思ってございます。

○小川小委員長　　熊崎委員、よろしいでしょうか。

○熊崎委員　　ありがとうございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、全国LPガス協会からの御発言をお願いします。

○一般社団法人全国ＬＰガス協会　　発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。
全国ＬＰガス協会専務理事の村田でございます。

本件は高圧ガス保安法関係の行政手続オンライン化の問題でございますので、直接的には液石法の世界でありますＬＰガスのことではないですが、日本国全体の行政手続をオンライン化していこうという大方針が多分あるかと思っておりますので、いずれ液石法にも関係してくるということで、我々重大な関心をもって見守っているところでございます。

ＬＰガス販売事業者の多くは中小零細事業でございますので、いわゆるデジタルデバイド、ＩＴとかオンラインの問題に対して認識が非常に低く、対応がなかなか難しい方々が多いのが実態でございます。

したがって、オンライン化自体の方向性は否定できないところでございますけれども、今後実態を踏まえてどう進めていくのか、よく精査の上で検討していただきたく思っております。本件の進め方は、今後先行例になると思っておりますので、我々注意深く見守って参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

事務局、一言、御発言いただけますか。

○佐藤室長　　デジタルデバイドの関係はあると思います。高圧法のほうでも、どういったことができるのかというのは念頭に置いて進めたいと思います。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

ちょっと時間が押してきましたので、次の議題に移りたいと思います。残り３件あるのですが、資料４、５、６につきましてまとめて事務局のほうから御説明をいただいた上で、皆様から御意見をいただきたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○佐藤室長　　それでは、資料４「高圧ガス保安法の国家試験の手数料見直し」について御報告させていただきます。こちらにつきましては高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状、また販売主任者免状の交付を受けるということでございます。具体的には試験を受けようとする者の手数料につきましては、経産大臣が実施する試験につきまして高圧ガス保安法関係手数料令、また都道府県知事が実施する試験につきまして地方公共団体の手数料の標準に関する政令、手数料標準令で定められてございます。具体的には表のとおりでございますので、１０の試験区分があるということでございます。試験の実施

に関する事務につきましては高圧ガス保安協会に対して権限委譲してございまして、協会に試験を実施していただいているところでございます。

右下、2 ページ目、手数料見直しの概要ということでございます。今般受験手数料ということで、いわゆる受験料の見直し、引上げをさせていただきたいという中身でございます。

こちらは1 つ目のポツにございますとおり平成21 年、手数料の額を引下げして以降、実質的な手数料の見直しを行ってこなかったということでございまして、この間、受験者数減に伴う1 人当たりの作問費用などの試験実施に不可欠な固定費の増加。また新型コロナの関係でございますが、大学のような会場が使えなくなる。会場費が高騰することですとか、また間隔を開けて座るということ。それに伴いまして試験監督者の方が追加的に必要になることなどで、試験実施に関する実費が増加したということでございます。

したがいまして、現行手数料との乖離が生じたということで、今般必要な手数料の見直しを行いたいということでございます。

2 つ目のポツでございますが、既に手数料標準令、知事試験関係の手数料につきましては今年1 月21 日に手数料標準令の改正が行われ、各都道府県様で条例などの改正が行われているところだと理解してございます。

また、大臣試験分につきましては現在関係省庁と見直しのための手続をしているということでございまして、大臣試験、知事試験ともに恐らく来年度、例年11 月に開催されてございます次年度の試験から改定手数料を適用した試験とさせていただきたいという旨の御報告でございます。

続きまして、駆け足でございますが、資料5「高圧ガス設備の国内規格策定に向けた動き（供用適性評価）」につきまして御報告させていただきたいと思います。こちらは前回の高圧ガス小委員会におきましても状況を御報告させていただいたところでございます。その際、規格の策定に向けて関係者の審議を昨年末中に終わらせるという方針を御報告させていただいたところでございます。

結論といたしまして2 つ目でございますけれども、KHKの供用適性評価規格委員会において集中的な審議が行われまして、昨年末、p-M法、API 法、いずれかの評価法を事業者の判断により適用可能とする減肉評価区分Ⅱに合意したところでございます。この点を受けまして経済産業省といたしましても通達を改正いたしまして、明日から新しい規格が適用されるような対応を予定しているところでございます。

こちらが資料５の御報告でございます。

最後、資料６でございます。「特定設備検査合格証の返納に係る対応」ということでございます。こちらにつきましても昨年の第１８回高圧ガス小委員会で全国ＬＰガス協会様から、主にバルク貯槽を念頭に置かれてございましたけれども、特定設備検査合格証につきまして、特定設備を輸出、喪失又はくず化したときに返納すべき合格証を紛失して返納できない場合、返納のために合格証を再交付する手続を省略していただきたい旨の御要望がございました。この点につきまして検討の結果、御要望いただいたような状況の中で、あえて再交付して返納をしなければならないとする必要性はないということで、この点を本会議の場で明確にさせていただきたいということでございます。

私からの御報告は以上でございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問でございますでしょうか。近藤委員、お願いします。

○近藤委員　　ＫＨＫ・近藤でございます。

まず、何度も発言することをお許しいただきたいと思いますと思いますが、いずれも我々にとって極めて重要な事項でございますので、ただいま御説明のございました資料５、供用適性評価の点について発言させていただきたいと思います。

この供用適性評価規格につきましては２００９年の発行、２０１４年の改定以降、評価区分Ⅱの採用について長年議論を積み重ねてきましたが、なかなかまとめることができなかったところでございます。昨年後半以降、精力的な調整を行いまして、今般取りまとめに至ったところでございます。長年の議論に終止符を打ち、規格作成団体としてＫＨＫの責務を果たすことができたと考えております。取りまとめに至るまで様々な御尽力をいただいた経済産業省とともに、供用適性評価規格委員会の副委員長をお務めいただいた小川委員長を始め、多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

以上でございます。

○小川小委員長　　ありがとうございました。私も本当によかったと思います。

次に、委員の方からは御発言がありませんので、全国ＬＰガス協会のほうからの御発言をお願いします。

○一般社団法人全国ＬＰガス協会　　ありがとうございます。

資料６にございます特定設備検査合格証の返納の件でございますけれども、これは私ど

もの協会が規制緩和の要望として挙げていたものでございまして、こうした形で合理的な判断がなされたことに感謝いたしております。今後現場で混乱なく円滑に制度の運用がなされるように、手続面での整備を期待しております。

これに関連してですけれども、先ほどKHKの近藤会長からも神は細部に宿るという話がございます、まさに現場がちゃんと理解して円滑に進めるという意味からしますと、今日直接本件にいろいろと関係するものではないですけれども、ちょっと一言追加的に申し述べたいと思います。

昨年11月の液化石油ガス小委員会で今後の方針として示されました、いわゆるキャンピングカーへのLPガスの質量販売につきまして消費者が所定の講習を受けることを前提に認めるとする問題、これにつきまして実現に向けて進んでいるものと考えております。これも現場が混乱なく円滑に実施する上では売る側、買う側双方が納得することが必要と思っております。周知啓発など業界サイド、講習を実施するKHKとも十分な意思疎通を行った上で、行っていただくよう、要望しておきたいと思っております。実際に制度が動いて、それが末端の事業者まできちっと浸透して理解をいただかないと消費者の方々にも御迷惑をかける可能性がございますので、この点、今後の検討につきましてぜひともよろしくお願いしたいと思っております。

直接関係ございませんけれども、3月14日の液石小委員会のときに本件につきまして議題になっておりませんでした、その後ちょっと動きがありましたものですから発言させていただきます。

以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

事務局からコメントはございますか。

○佐藤室長 手続面の整備について、今回規定の明確化という観点では特段制度上ないと不都合があるとは考えてはいないですが、日本LPガス団体協議会様でバルク貯槽の特定設備検査合格証の返納要領を定められていると思ってございますので、こういったものを今回の明確化を踏まえて見直しをしていただくということが1つあり得るのではないかなと、思っているところでございます。

また意見交換させていただければと思いますが、今日私からは以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

今の件に関して近藤委員から御発言があるようですので、よろしくお願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

ただいま村田専務から御発言がございました質量販売規制の見直しにつきましては、キャンピングカーのユーザーなどの消費者及びL P ガス販売店に制度の目的と限界を十分に理解していただくことが大切と考えております。国におかれましては周知活動をしっかりとやっていただきたいと思います。

規制の見直しに伴う講習制度といったものも必要になってまいります。そういった点につきましては、私どもK H Kの中で現在具体的な検討を進めておりまして、国、関係団体と連携して安全性をしっかりと担保できるような仕組みを守りながら皆さんに理解をしていただくというのを、村田専務のところとも協力しながらやっていきたいと考えているところでございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、今の件は御意見をいただいたということでよろしいですか。

それでは、3件についてはここまでにさせていただきまして、その他として事務局より報告があればお願いします。

○佐藤室長 その他ということで、7つ目の議題で1つ御報告させていただきたいということでございます。

個別案件になりますけれども、先ほども三浦委員から資料2の13ページ目の関係で少し言及していただいた太陽石油株式会社に関するところでございます。こちらは本日付で同社四国事業所の認定取消の行政処分を行いました。あわせまして、他の認定事業者にも、注意喚起をさせていただいたということで、プレスリリースを御紹介させていただきます。

まずどういった事案なのか、1ページ目で御紹介させていただきます。

まず1点目のところでございますが、経済産業省におきまして昨年5月、太陽石油株式会社から同社の四国事業所において高圧ガスの漏えいに関する通報及び補修工事の許可申請など、手続漏れについての報告を受けました。その間、愛媛県にも同様の報告などがされて、愛媛県における調査が進展していたということでございます。ただ、その後、同社に対して経済産業省といたしましても9月17日に法令違反関係の報告徴収命令を発出したということでございまして、その命令につきまして10月18日に報告を受けました。また、同事業所に対しまして11月29日、30日に立入検査を行ったところでございますが、本年1月13日に再度報告を求めて、今年1月31日にその報告を受けたということでございます。

その結果といたしまして同事業所への報告徴収、立入検査によって長期にわたり必要な法令手続が行われていなかったこと、また、認定基準に不適合となる事実が確認されたということ、これらは保安体制に重大な不備があると認められたということでございますので、本日付で同社に対しまして完成検査、保安検査に係る認定を取り消す行政処分を行い、その通知を行ったということでございます。

取消しの理由というところが今申し上げた点でございますけれども、①のところで10年間、2011年4月から2021年9月までに、例えばですけれども、都道府県知事の許可の取得を行っていませんでした。

次のページです。同事業所には上記事実に見られるとおり、長期にわたり多数の法令違反や認定基準に不適合となる事実が確認されたということ、また故意の法令違反や組織的な関与が確認されたということで、保安体制に重大な不備があると認められるということでございます。

以上が取消し理由でございます。

2.でございますが、今回の認定取消しの効果といたしまして、同社四国事業所は自ら法定検査を行うことができなくなるということで、今後愛媛県知事又は指定完成検査機関、指定保安検査機関が行う検査を受けることになります。また2年間の欠格期間がございますので、新たな認定を受けられなくなるということでございます。この点、経産省といたしましては愛媛県を初め関係機関とも連携を取って、しっかり法令遵守、保安管理の徹底を求めていくということでございます。

また3.でございますけれども、他の認定事業所に対しましても法令手続及び保安管理の適切な実施について注意喚起を行うということ。また高圧ガスの事故届等の取扱いや検査等の実施について同様の不備がないか確認を行っていくということで、こういったことを公表するというところでございます。

もう1つ、資料を御用意させていただいてございまして、まさに今回の法令違反事案を踏まえて現行の認定制度、また新たな認定制度においてどのように対応していくかということでございます。

まず、現行の制度でございます。こちらにつきましては検査体制の強化、また研修プログラムの拡充を行っていくということでございます。また新たな認定制度におきましては、今申し上げました現行制度で行う検査体制の強化、研修プログラムの拡充に加えまして、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会の報告書で指摘されたとおり、適切な審

査を行っていくことだと考えてございます。

詳細を少し述べさせていただきます。まず、現行制度における対応というところでございます。こちらは全部で5つ書かせていただいておりますが、1点目は現在高圧ガス保安協会が行ってございます事前調査、認定・認定更新の事前調査におきまして、企業統治やコンプライアンスの専門家に参画していただき、より厳格な審査を実施していただくということでございます。また、国は適時・適切な立入検査。特に中間時点で立入検査を行ってございますけれども、この検査に審査経験のある自治体や企業OBの方を活用していく。こういった検査体制の強化なども考えられるということでございます。

また、今般の事案で事故の届出漏れということでございましたが、この原因で会社様の社内規程で事故の定義について間違っていた。詳細を申し上げますと、石災法の漏えいの定義と高圧法の漏えいの定義の差分として、例えば不活性ガスというものが石災法は入らない、高圧法は入るということなのですが、要は所内規程の運用の中で間違った定義を使う結果として届出が行われなかったということでございますので、発端となった所内規程についてもしっかり確認を行っていくということ。また、当然研修を通じて目利き能力を向上させていくこと。

さらに⑤でございますけれども、ほかの認定事業所にも今回の事案を注意喚起することと、我々としては同様の事案が生じていないかという総点検を行いたいと考えてございまして、具体的には事故の定義関係の規定内容と運用状況の確認、またその関係での届出、検査といったところで不備の有無についての報告をお願いすることとしてございます。

また、新たな認定制度における対応につきましては、先ほど資料2のほうで少し御紹介させていただきましたので詳細は割愛いたしますけれども、入りの認定基準のところを厳格に確認していく。今回追加するということでございますので、入り口条件の拡充で対応するという。また、2つ目のところで有識者の審査会審査で認定審査を行いますと述べてございましたが、審査会審査の外部有識者の先生の中に、企業統治とか、コンプライアンスといった専門家の方に参画していただくことが必要かなと思ってございます。

また加えまして、従来制度の中で意見聴取、調査依頼、高圧ガス保安協会等への措置もございまして、安全機関、関係する機関が一体となって審査を行っていく。まさに保安分科会での報告書で指摘されたような中身をしっかり作り上げていくことで、法令違反事案を踏まえて二度と同じような事案が起きないような対応をしていきたいと考えているところでございます。

以上、四国事業所に対する具体的な処分と、それを踏まえました経済産業省としての現行認定制度及び新たな認定制度における対応ということで、御報告申し上げたところでございます。

私からは以上です。

○小川小委員長 ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をいただきたいと思いますが、近藤委員、香川委員の順に行きたいと思います。近藤委員、お願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。

太陽石油の認定取消しについて申し上げたいと思います。今回の太陽石油の事案は極めて由々しき事案であると考えております。自主保安の取組の模範となるべき認定事業者において法令違反が確認され、認定取消しに至ったことは大変残念でありますし、今後このようなことが起こらないようにしっかりと対応していかなければいけないと考えております。今回経済産業省において厳格な処分を行われたということは、極めて適切な対応であったと高く評価をしたいと思います。

この点に関しまして今回の規制見直しでは、新たな認定要件として法適合性確認能力といったコンプライアンス能力が求められ、認定要件を厳格化することとなっております。法令違反等の抑止につながるものと考えております。

したがって、今回のような法令違反や重大な事故を起こした場合にはこれまでと同様に、あるいはこれまで以上に厳格な対応をし、事故の防止、安全を保つということに全力を挙げていただきたい。私どもも全力を尽くしてまいりたいと改めて思っているところでございます。

以上です。

○小川小委員長 御発言、ありがとうございました。

それでは、香川委員からコメントをいただきたいと思います。

○香川委員 どうもありがとうございます。

それでは、本件に関しまして、あと本日の報告事項、議題に全般的に関連するのですが、規制緩和と、それから保安レベルの維持につきまして少しコメントさせていただきたいと思います。規制緩和というのが今の流れなのですが、先ほどありましたように新しい認定制度等で保安レベルを維持していくためにやっていかなければいけないことが考えられております。

まず最初に、今日の委員会中で発言させていただきましたように、地方自治体との連携における機器の変更等で使われる申請書類ですが、これは地方自治体によって書類が違うというコメントも出ております。したがってこれをオンライン化して、この辺りは保安レベルを維持していくためにもスムーズな申請の統一化とか、それからオンライン業務の効率向上というのが必要かなと思っております。

それから先ほど言いましたように将来の保安に関連する人材の不足が懸念されるということから、A I、I o T、デジタル化という技術が大切になってまいりますけれども、それらをいかにして利用していくかというのが課題になってきますので、いろいろなところで検討していただければ宜しいかなと思います。

今回の事例ようにスーパー認定の認定事業者がレベルダウンしてしまって、違反事例を起こすということがまま散見されます。事業者によっては事業の状況が変わってくることがありますので、レベル維持をどうやって確認していくか。特に気になっているのが、新たな認定制度でこれをどのように確認していくか。当然A I、I o Tを使って確認していくのも1つの手だと思うのですが、この辺りもよく検討していくことが非常に大切かと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

2番目のコメントでA IとかI o Tに関するものです。ぜひ保安室のほうから見本となるイグザンプル。これも新しい技術展開につながっていくと思いますので、こういうものがありますよ、こういうものをやっていきましょうということで、A I、I o Tを使ったスーパー保安の例を提示していただくよう、お願いいたします。

以上、少し雑駁なコメントになりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○小川小委員長 ありがとうございました。

私自身の意見ですが、どんなに技術を使っても意図的に何か事業者側がやられると多分どうにもならないので、やはり自主保安の考え方を徹底していただきたいなと思います。

香川委員の御発言、近藤委員も含めて事務局から何かコメントはありますか。

○佐藤室長 香川委員、どうもありがとうございます。特に2点目でいただいたA I、I o Tの事例紹介というお話だと思います。私どもも、むしろどうやって使っていくのかというのは大変関心がございますので、別途官民協議会の中でいろいろ御報告いただいております。

したがって、そういったものを御紹介していくとか、むしろ具体的な使い方を、仮にスーパー認定でなくてもほかの通常認定の事業者の方にも御紹介していったら、こういっ

たやり方が進んでいるのだとか、裾野を広げていくような取組を次年度以降できるような仕掛けを、引き続き作っていきたいと考えてございます。本当に御意見、そのとおりだと思っております。ありがとうございます。

あと近藤会長からいただいた点は、御意見としてもっともだと思っております。私どもも厳格な対応が特に必要な点もあるなと思っております。新たな制度においては分科会でしっかりとした報告書を頂いておりますので、それに沿って対応するという事。また現行の審査制度においても必要な対応をしていくことで同様の事案が起きないように、しっかり対応していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございます。

それでは、三宅委員からお手が挙がっているようですので、お願いします。

○三宅委員 三宅です。御発言をいろいろ伺って、少し感じたことを述べさせていただきます。

まず1つは今までの法的な、あるいは技術的な検討。エビデンスに基づいた検討が1つの法制化ですとか、あるいは技術基準につながっていくことで、関係の皆様の御苦勞に頭が下がるところであります。こういったことが社会実装につながる1つのステップになると思いますので、非常にすばらしい取組が進んでいると感じております。

一方、安全を大前提とした取組の中で、事業者の皆さんの自由度を増していくことが社会全体の活力の向上につながっていくと思いますし、それをきちんと適切に下支えするのが行政の役割であるという観点から今後も国、自治体、それから関係団体の皆様と協力関係を続けていっていただきたいと思いますところでは。

その連携のことなのですけれども、1つお願いというか、今後の取組になると思うのですが、先ほど産業保安に関して、例えば国と自治体との連携・協力ということで幾つかコメントがあったと思うのですけれども、一方で今回の太陽石油さんの話もあるかもしれませんが、いろいろな言葉に温度差がある。あるいは用語の定義の解釈に少し違いがあることが1つの原因にもなっていることから、国としては今度は省庁の間での連携。それから自治体におかれては、例えば産業保安、工業保安と消防と、あるいは環境部局といった、それぞれの組織の中での横連携を含めてたて糸とよこ糸がうまく紡ぎ合って、本当に保安レベルの向上につながっていくことが望ましいと思っています。

さらに、今回の安全文化に関する話になると思うのですけれども、この辺りは業界団体

のほうでもきちんと御対応いただけていると思いますが、トップのガバナンスということが叫ばれていますので、その辺りもこの委員会、あるいは行政のほうでの確認を継続的に行っていくべきだろうと思います。

印象だけでも、以上です。

○小川小委員長 ありがとうございました。

事務局から何かコメントはございますか。

○佐藤室長 三宅委員、ありがとうございます。御指摘いただいた中でたて糸とよこ糸、横の連携というお話がございました。関係省庁間の連携は大変大事だと思ってございますので、今回の事案についてはコンビナート、石災法の関係で3省。経産省、消防庁、厚労省の集まりがございます。こういった中でしっかり共有して、また今後の改善等につながることはないかと議論したいと思います。

あとトップのガバナンスという観点がございましたが、こういった点を我々しっかり確認したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小川小委員長 ありがとうございました。

そのほか、ございませんでしょうか。——よろしいですか。

何かこの件以外でも結構ですが、委員の皆様から御発言し忘れたことがありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上となります。事務局から何か連絡事項等がありますでしょうか。

○佐藤室長 本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小川小委員長 ありがとうございました。

本日は大変長時間にわたりまして皆様から活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議は終了としたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——